

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月26日
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 財務部長 大内 章
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 財務部長 大内 章
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成25年 6月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年 7月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 7月 5日
【発行登録番号】	25 - 関東91
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注) 1 656,160,000円(注) 2
【発行可能額】	0円(注) 1 656,160,000円(注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年 6月26日(提出日)から平成26年 6月27日までであります。
【提出理由】	有価証券報告書(第170期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)を平成26年 6月26日に関東財務局長に提出しました。この有価証券報告書の提出により、当該書類を平成25年 6月28日に提出した発行登録書の参照書類とします。また、「第一部 証券情報」の記載事項に訂正を要する箇所があります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 【訂正内容】

当社は、平成26年6月26日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしましたが、昨年6月26日の取締役会で決議されたプランから所要の変更を行いましたので、「第一部 証券情報」の「第3 その他の記載事項」を以下のとおり訂正いたします。

なお、「第二部 参照情報」にかかる訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。

訂正箇所は\_\_\_\_\_罫で示しております。

(訂正前)

## 第一部〔証券情報〕

### 第3〔その他の記載事項〕

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成25年6月26日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。

当社は、平成18年6月28日開催の当社第162回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき本プランを導入し、平成24年6月27日開催の当社第168回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、同日開催の取締役会決議により本プランの更新を決議しております。

本プランは、株主総会による承認決議の有効期間を3年間とし、毎年承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としておりますが、本プランの基本的内容は、昨年決議したものと同一であります。本プランの内容等は以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

#### 〔1〕本プランの内容

##### 1. 本プランの内容

(中略)

##### (2)企業価値委員会

(中略)

( )企業価値委員会の委員は3名以上とし、毎年の定時株主総会後に開催される取締役会において当社社外役員のみから選任されるものとします。

(中略)

##### (3)買収提案者出現時の手続

(中略)

( )企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について勧告決議を行うかどうかを審議するものとします。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

(中略)

(4) 特定買収者出現時の対応

(中略)

- ( )取締役会は、無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできません。)までに以下のいずれかの事由が生じた場合に限り、取締役会は、上記〔1〕1(4)( )又は( )により決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができます。

(中略)

2. 本プランの有効期間等

- (1) 本プランの有効期間は、平成26年に開催される定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間は、平成27年に開催される定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までであります。)。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

- (3) 本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成25年6月26日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(後略)

(訂正後)

## 第一部〔証券情報〕

### 第3〔その他の記載事項〕

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成26年6月26日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。

当社は、平成18年6月28日開催の当社第162回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき本プランを導入し、平成24年6月27日開催の当社第168回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、同日開催の取締役会決議により本プランの更新を決議しております。

本プランは、株主総会による承認決議の有効期間を3年間とし、毎年承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としておりますが、本プランの基本的内容は、一昨年決議したものと同一であります。本プランの内容等は以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

#### 〔1〕本プランの内容

##### 1. 本プランの内容

(中略)

##### (2) 企業価値委員会

(中略)

- ( )企業価値委員会の委員は3名以上とし、毎年定時株主総会后に開催される取締役会において当社社外役員の中から選任されるものとします。

(中略)

(3)買収提案者出現時の手続

(中略)

- ( )企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について勧告決議を行うかどうかを審議するものとします。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、十分な必要情報が記載された買収提案の取締役会による受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがありますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

(中略)

(4)特定買収者出現時の対応

(中略)

- ( )取締役会は、無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできません。)までに以下のいずれかの事由が生じた場合に限り、当該日までに、上記〔1〕1(4)( )又は( )により決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができます。

(中略)

2.本プランの有効期間等

- (1)本プランの有効期間は、平成27年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間についても、当該取締役会の終結の時までであります。)。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

- (3)本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成26年6月26日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(後略)